

神奈川県立がんセンター特定事業

入札説明書

(修正版)

平成21年4月

神奈川県病院事業庁

目次

第1章 事業の目的	1
1 県立病院の基本理念と役割について	1
(1) 県立病院の基本理念	1
(2) 県立病院の役割	1
2 本件事業の背景について	1
3 PFI手法導入の目的について	2
第2章 事業の概要	2
1 本件事業の概要	2
(1) 入札公告までの経緯	2
(2) 事業名	2
(3) 事業場所	2
(4) PFI事業の内容	3
(5) 関係法令等	3
(6) PFI事業として求めるサービスの水準	4
(7) 事業期間等	4
(8) 事業方式等	4
(9) サービス購入料の支払	4
(10) サービス購入料の減額とボーナスポイント等	5
(11) 施設等の使用	6
2 入札手続の概要	6
(1) 入札スケジュール	6
(2) 入札手順	7
第3章 入札手続	7
1 公告日	8
2 入札に付する事項	8
(1) 事業名	8
(2) 事業場所	8
(3) 事業概要	8
(4) 提供される業務の要求水準	9
(5) 事業期間等	9
(6) 事業期間終了時の条件	9
(7) 総合評価による一般競争入札	9
(8) 支払条件等	9
3 入札に参加する者に必要な資格	9
(1) 基本的要件	9
(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件	10
(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件	10
(4) 入札参加資格者名簿への登録手続	11
(5) 設計業務、建設業務及び解体除却業務に係る要件	11
(6) 入札参加に当たっての留意事項	11
4 入札参加手続	12
(1) 入札説明書に関する事項	12
(2) 入札参加資格の確認	13
5 参加者別対話及び病院見学会	15
(1) 参加者別対話	15
(2) 病院見学会	15

(3) 既公表資料等の貸出	15
6 入札方法等	15
(1) 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）	15
(2) 入札書類を郵送する場合	15
(3) 入札に当たっての留意事項	16
7 開札	19
(1) 日時	19
(2) 場所	19
(3) その他	19
8 入札の無効	19
9 落札者の決定方法等	19
(1) 落札者の決定方法	19
(2) 審査事項	20
(3) 提案に対するヒアリングの実施	20
(4) 落札者の決定	20
(5) 入札結果の通知及び公表	20
10 基本協定の締結	20
11 特別目的会社の設立	21
12 特定事業契約の締結	21
(1) 特定事業契約書の内容変更	21
(2) 特定事業契約に係る契約書作成費用	21
(3) P F I 事業者の特定事業契約上の地位	21
13 その他	21
第4章 契約条件等	22
1 金融機関との協議	22
2 債権の取扱い	22
(1) 病院事業庁からのサービス購入料の支払	22
(2) 第三者による代理受領	22
(3) 債権の譲渡	23
(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供	23
3 建物等への抵当権等の設定	23
4 県債（病院事業債）の導入について	23
5 病院事業庁の地方独立行政法人移行について	23
6 重粒子線治療装置の整備について	23
第5章 特定事業契約締結後	24
1 グループ構成員の役割	24
2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等	24
(1) 設計・建設状況の確認等	24
(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等	25
3 サービス購入料の支払手続	25
4 P F I 事業者が調達する医療機器の仕様変更	25
付属資料一覧・別添資料一覧	26

第1章 事業の目的

1 県立病院の基本理念と役割について

(1) 県立病院の基本理念

県立病院は、地域の医療ニーズや地域における医療供給体制などを踏まえ、患者の立場に立った「心あたたかい医療」を高い技術で提供し、患者との医療情報の共有化を図りながら、県民のための医療を行います。このような、良質でわかりやすい医療を安定して継続的に提供するため、経済性の発揮や効率的な運営などの経営努力を行うことにより経営基盤を確立します。

(2) 県立病院の役割

医療環境の変化や県民医療ニーズへの対応等を踏まえて、県立病院の基本的な役割を次のような医療の提供や支援を中心とし、各県立病院の連携のもと、専門病院及び一般病院のそれぞれの特性に応じた、出産から思春期、壮年期、高齢者に至る人生の全てのステージにおける良質な医療を提供します。

【県立病院の基本的な役割】

- ・ 県の政策医療として行う高度・専門医療
- ・ 広域的な対応が必要な救急医療、災害時医療、感染症医療
- ・ 地域の特殊性等から地域だけでは実施が困難な医療
- ・ 各県立病院の特性を生かした医師・看護職員等医療従事者の人材育成

2 本件事業の背景について

神奈川県立がんセンターは昭和38年に開設された31床の成人病センターを前身として、昭和61年から病床数415床のがん専門病院としてスタートして以来、神奈川県（以下「本県」という。）におけるがん医療の中核的機関として、県民に高度で心あたたかい医療を提供することを基本理念に高度専門医療を提供してきています。

本県では「がんへの挑戦・10か年戦略」をまとめ、がんにならない、がんに負けない神奈川づくりを目指し、平成17年度からがん対策への重点的な取り組みをスタートしており、がんセンターでは、県内におけるがん医療の中核的病院として機能の強化を図り、がんに悩む患者さんやその家族に対する支援、がん医療に携わる人材の育成等に取り組んでいくことが求められています。

しかしながら、がん患者の増加、診断・治療技術の急速な進歩と相まって、医療に求められる社会的ニーズが大きく変化する中であって、20年以上前に整備された現在の施設では、上記のことに十分対応していくことが困難となっています。

こうした中で、がんセンターの機能充実による高度ながん医療の提供と地域がん医療のネットワークづくりを進めるため、がんセンターの総合的な整備を進めることとなりました。

3 PFI手法導入の目的について

病院事業庁は、がんセンターの総合整備について、設計、建設、維持管理及び運営を一括して長期委託することにより、民間事業者の資金力と経営・技術ノウハウを活かした創意工夫が可能となり、事業コストの削減のみならず、医療周辺業務の効率化が期待され、ひいてはがんセンターの健全経営に貢献できるためPFI手法を導入します。

特に、病院事業庁とのパートナーシップに基づき、がんセンターがその総体として持つ能力を最大限発揮し、最高のパフォーマンスを発揮できるように、がんセンタースタッフが医療サービスに集中できる業務環境の提供を民間事業者にお願いするものです。

第2章 事業の概要

本章では、入札に参加しようとする者への便宜のため、神奈川県立がんセンター特定事業（以下「本件事業」という。）の概要を記載します。なお、詳細はそれぞれ指示した書類等を参照してください。

1 本件事業の概要

(1) 入札公告までの経緯

神奈川県立がんセンター整備運営事業として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、次のとおり順次法定手続を経ています。

平成20年 8月 1日	実施方針等の公表
9月 24日	
	実施方針等に対する意見招請（回答は入札公告時に公表）
26日	
10月 20日	実施方針等に関する質問回答の公表
10月 22日	意見交換会実施
11月 13日	特定事業の選定結果の公表
	事業名称 神奈川県立がんセンター整備運営事業
	↓
	神奈川県立がんセンター特定事業
11月 21日	
	事業者ヒアリング
平成21年 1月 23日	
平成21年 3月 24日	債務負担行為の設定
4月 10日	入札公告

(2) 事業名

神奈川県立がんセンター特定事業

(3) 事業場所

神奈川県横浜市旭区中尾二丁目55-1外（現運転免許試験場）

なお、事業場所の概要については、第3章2(2)を参照してください。

(4) P F I 事業の内容

設計から運営までを一体とした落札者の提案に基づき、P F I 事業者（第 3 章 2 (3)において定義する。以下同じ）ががんセンターの設計・建設及び医療機器等の調達・据付けをし、施設の所有権を病院事業庁に移転後、がんセンター全体の維持管理・運営を 20 年 5 か月間行います。

なお、本件事業の概要（業務範囲）については、第 3 章 2 (3)に詳述してありますので参照してください。

(5) 関係法令等

本件事業に必要と想定される根拠法令等としては次のものがあります。また、P F I 事業者は以下に示す法令のほか、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例及び規則）等を遵守してください。

- ア 医療法（昭和 2 3 年 7 月 3 0 日法律第 2 0 5 号）
- イ 健康保険法（大正 1 1 年 4 月 2 2 日法律第 7 0 号）
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年 8 月 1 7 日法律第 8 0 号）
- エ 薬事法（昭和 3 5 年 8 月 1 0 日法律第 1 4 5 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年 1 0 月 2 日法律第 1 1 4 号）
- カ がん対策基本法（平成 1 8 年 6 月 2 3 日法律第 9 8 号）
- キ 食品衛生法（昭和 2 2 年 1 2 月 2 4 日法律第 2 3 3 号）
- ク 地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）
- ケ 地方公営企業法（昭和 2 7 年 8 月 1 日法律第 2 9 2 号）
- コ 建築基準法（昭和 2 5 年 5 月 2 4 日法律第 2 0 1 号）
- サ 都市計画法（昭和 4 3 年 6 月 1 5 日法律第 1 0 0 号）
- シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 7 号）
- ス 電気事業法（昭和 3 9 年 7 月 1 1 日法律第 1 7 0 号）
- セ 消防法（昭和 2 3 年 7 月 2 4 日法律第 1 8 6 号）
- ソ 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 8 号）
- タ 大気汚染防止法（昭和 4 3 年 6 月 1 0 日法律第 9 7 号）
- チ 騒音規制法（昭和 4 3 年 6 月 1 0 日法律第 9 8 号）
- ツ 振動規制法（昭和 5 1 年 6 月 1 0 日法律第 6 4 号）
- テ 悪臭防止法（昭和 4 6 年 6 月 1 日法律第 9 1 号）
- ト ガス事業法（昭和 2 9 年 3 月 3 1 日法律第 5 1 号）
- ナ 労働安全衛生法（昭和 4 7 年 6 月 8 日法律第 5 7 号）
- ニ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年 4 月 1 4 日法律第 2 0 号）
- ヌ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 3 2 年 6 月 1 0 日法律第 1 6 7 号）
- ネ 高圧ガス保安法（昭和 2 6 年 6 月 7 日法律第 2 0 4 号）

ノ 電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

ハ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

また、本件事業の遂行に必要となる許認可については、PFI事業者の責任において取得するものとし、その費用についてもPFI事業者の負担とします。

(6) **PFI事業として求めるサービスの水準**

添付資料2「神奈川県立がんセンター特定事業 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）によるものとし、その費用についてもPFI事業者の負担とします。

(7) **事業期間等**

本件事業に係る入札公告以後の主なスケジュールは次のとおりです。

ア 契約締結まで

- | | |
|---------------------|------------|
| ① 入札公告 | 平成21年4月10日 |
| ② 参加表明書、資格確認申請書等の提出 | 6月3日 |
| ③ 入札書類の提出・入札 | 9月28日 |

以下のスケジュールは予定です。

- | | |
|------------|-----------|
| ④ 審査結果の公表 | 12月下旬 |
| ⑤ 基本協定締結 | 平成22年1月中旬 |
| ⑥ 特定事業契約締結 | 2月 |

- (⑦ 金融機関との直接協定締結 平成22年3月まで)

※ PFI事業者と金融機関との融資契約の締結が平成22年度以降となる場合でも、平成22年3月末までに直接協定については基本合意が必要となります。

イ 事業期間

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 病院施設等の設計・建設 | 平成22年1月～平成25年8月1日 |
| ② 許認可の取得 | 平成22年1月～平成25年8月1日 |
| ③ 病院施設等の引渡し・所有権移転 | 平成25年8月1日 |
| ④ 維持管理・運営（20年5か月間） | 平成25年11月5日～平成46年3月31日 |

(8) **事業方式等**

BTO（Build Transfer Operate）方式とします（PFI事業者が病院施設を設計・建設し、病院事業庁に所有権を移転した後、維持管理・運営業務を遂行する。）。

(9) **サービス購入料の支払**

病院事業庁は、PFI事業者の遂行するがんセンターの維持管理・運営業務等に関し、PFI事業者に対してサービス購入料を支払います。サービス購入料は、サービス購入料1からサービス購入料5により構成され、病院事業庁はPFI事業者から20年5か月間で支払います。

具体的には、病院事業庁はサービス購入料（サービス購入料4及び5を除く。）を次表のとおり年12回に分けて支払うものとし、毎月PFI事業者から提出を受けた業務月報及び必要に応じて病院事業庁が実施した巡回により当該業務の状況を確認（以下「モニタリング」という。）の上、支払うものとし、

なお、サービス購入料のうち、サービス購入料1については5年ごとに、サービス購入料

2及び3については、物価上昇率等を勘案し毎年、サービス購入料4及び5については、当該業務の着手日を基準として改定します。詳細は付属資料1「病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」を参照してください。

	支払対象期間	支払日（銀行営業日でない場合は翌営業日）
第1四半期	4月1日～4月30日	5月31日
	5月1日～5月31日	6月30日
	6月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～7月31日	8月31日
	8月1日～8月31日	9月30日
	9月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～10月31日	11月30日
	11月1日～11月30日	12月28日
	12月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～1月31日	2月28日 ※
	2月1日～2月28日※	3月31日
	3月1日～3月31日	4月30日

※ 閏年の場合は29日とする。

(10) サービス購入料の減額とボーナスポイント等

モニタリングの結果、維持管理・運營業務等について、別添資料1「神奈川県立がんセンター特定事業契約書（案）」（以下「特定事業契約書」という。）、業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書等に記載された病院事業庁が求める水準を満たしていない事項が存在し、四半期のペナルティポイント（PP）が累積した場合、下表に基づき当四半期最終月のサービス購入料から減額を実施します。なお、減額の対象となる金額は、当該年度に支払われる予定のサービス購入料の合計額の1/4とします。（ただし、サービス購入料3については、当該四半期の実績額とし、サービス購入料4及びサービス購入料5に相当する部分は除くものとする。）。

また、事業者による「医療サービスの向上」「患者サービスの向上」等の実現に資する活動に対し、ボーナスポイントを付与します。

なお、サービス購入料の減額及びボーナスポイントの詳細は付属資料2「モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与」を参照してください。

ペナルティポイントと減額割合

ペナルティポイント	減額割合	ペナルティポイント	減額割合
11 以上 16 P P 未満	1 P P につき 0.013%	26 以上 31 P P 未満	1 P P につき 0.023%
16 以上 21 P P 未満	1 P P につき 0.017%	31 以上 36 P P 未満	1 P P につき 0.027%
21 以上 26 P P 未満	1 P P につき 0.020%	36 P P 以上	10%相当額 支払停止

(11) 施設等の使用

本件事業の遂行に必要となる施設設備及び機器等については事業期間中 P F I 事業者は無償で貸与します。なお、利便施設運営に必要となる施設については付属資料 7 「利便施設運営業務に係る施設使用料等について」に従って、病院事業庁に施設等の使用料を納付する必要があります。

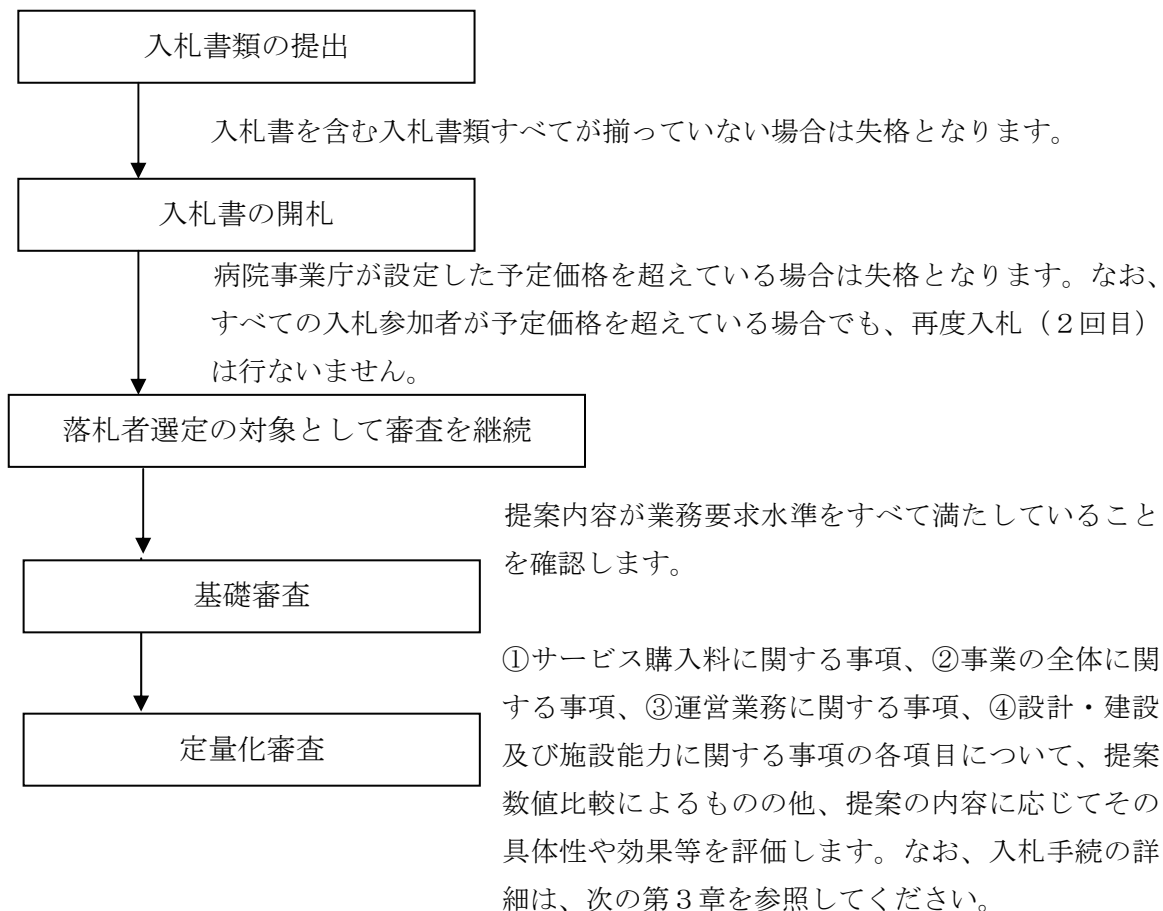
2 入札手続の概要

本件事業の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）によるものとします。

(1) 入札スケジュール

入札公告	平成 21 年 4 月 10 日（金）
入札説明会	平成 21 年 4 月 22 日（水）
質問受付	平成 21 年 4 月 28 日（火）～4 月 30 日（木）
回答の公表	平成 21 年 5 月 29 日（金）
参加表明書、資格確認申請書等の提出	平成 21 年 6 月 3 日（水）
資格確認通知	平成 21 年 6 月 10 日（水）
入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書の提出	平成 21 年 6 月 15 日（月）～6 月 16 日（火）
入札参加資格がないと認めた理由の回答	平成 21 年 6 月 30 日（火）
参加者別対話及び病院見学会	平成 21 年 6 月 11 日（木）～8 月 12 日（水）
参加者別対話結果最終公表	平成 21 年 8 月 19 日（水）
入札書類の提出	平成 21 年 9 月 28 日（月）
審査結果の公表（優秀提案の選出、落札者の決定）	平成 21 年 12 月下旬（予定）
基本協定締結	平成 22 年 1 月中旬（予定）
特定事業契約締結	平成 22 年 2 月（予定）

(2) 入札手順



第3章 入札手続

本件事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（別添資料を含む。以下「本件入札説明書」という。）によるものとします。記載に当たっては、一覧性を重視したため、入札公告記載事項と重複している部分があります。

なお、本件入札説明書は、平成20年8月1日に公表した実施方針等（特定事業契約書（素案）、業務要求水準書（案）及び実施方針Q&A等を含む。）並びに実施方針等に対する質問への回答（平成20年10月20日公表）及び意見招請（平成20年10月22日に開催した意見交換会及び平成21年2月12日に公表した事業者ヒアリング結果を含む。）（以下「既公表資料」という。）を反映したものであり、本件入札説明書と既公表資料に相違がある場合には、本件入札説明書の規定内容が優先するものとします。また、本件入札説明書に記載がない事項については、既公表資料及び本件入札説明書に対する質問・回答によりますので、入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続を行ってください。

1 公告日 平成 21 年 4 月 10 日

2 入札に付する事項

(1) 事業名

神奈川県立がんセンター特定事業

(2) 事業場所

神奈川県横浜市旭区中尾二丁目 5 5 - 1 外（現運転免許試験場）

事業場所の概要

敷地面積	約 37,425 m ² （重粒子線治療施設面積含む）
用途地域	第一種住居地域
基準建ぺい率	60%
基準容積率	200%
高度地区	第 4 種高度地区
防火地域等	準防火地域

(3) 事業概要

本件事業は P F I 法第 6 条に基づき選定された事業として、本件入札説明書で定める総合評価の方法で落札者とされた者が、本件事業を遂行することを目的とする特別目的会社（本件入札説明書において、「P F I 事業者」という。）を設立し、当該 P F I 事業者が落札者とされた者の提案に基づき、B T O（Build Transfer Operate）方式により、病院施設の設計及び建設等を行い、当該施設の完成・引渡し後に病院施設の維持管理・運營業務を行うとともに、併せて旧がんセンターの解体除却を行うものです。

本件事業の主な業務は以下のとおりですが、詳細な業務内容については、業務要求水準書及び特定事業契約書を参照してください。

ア 病院運営関係

- (ア) 統括マネジメント業務
- (イ) メディカルアシスタント業務
- (ウ) 物流管理運營業務
- (エ) 検体検査業務
- (オ) 患者給食提供業務
- (カ) 清掃・廃棄物処理業務
- (キ) 植栽管理・外構清掃業務
- (ク) 保安警備業務
- (ケ) 電話交換・館内放送業務
- (コ) 院内保育施設運營業務
- (サ) 施設設備保守管理業務
- (シ) 医療機器保守点検業務
- (ス) 利便施設運營業務

イ 新病院建設関係

- (ア) 設計業務
- (イ) 建設業務
- (ウ) 医療機器・備品等調達業務
- (エ) 開業準備業務
- (オ) 旧がんセンター解体除却業務

(4) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書によるものとします。

(5) 事業期間等

ア 事業期間

本契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日まで

なお、病院施設等の引渡し及び所有権移転日は、平成 25 年 8 月 1 日とします。

イ 契約等の締結（予定）

- ① 基本協定締結 平成 22 年 1 月上旬
- ② 特定事業契約締結 平成 22 年 2 月
- (③ 金融機関との直接協定締結 平成 22 年 3 月まで)

※ P F I 事業者と金融機関との融資契約の締結が平成 22 年度以降となる場合でも、平成 22 年 3 月末までに直接協定については基本合意が必要となります。

(6) 事業期間終了時の条件

本件事業の終了時には、業務要求水準書に示す条件を保持している必要があります。

(7) 総合評価による一般競争入札

本件事業の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によるものとします。

なお、本件事業はWTO政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

(8) 支払条件等

付属資料 1 「病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について」を参照してください。

なお、病院事業庁は、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に基づき設定した債務負担行為の範囲内で、本件事業に必要なサービス購入料を 20 年 5 か月間にわたり支払います。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であることを要します。

(1) 基本的要件

ア 入札参加者は、本件事業に係る業務に携わることを予定する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であることを要します。

なお、応募グループにあつては、あらかじめ代表企業を選定し、代表企業名で入札手続を行うこととします。

イ 入札参加者は、4(2)に掲げる参加表明書等において、本件事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業（協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、PFI事業者から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要します。

なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業のうちの一者が、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務については、業務範囲を明確にした上で応募企業、応募グループの各構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えありません。

(2) 応募企業及び応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 県の指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 4(2)ア(エ)で定める入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）において、債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がなされていない者であること。

エ 確認基準日において、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 確認基準日前2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てを行った者が、更生計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格の再認定を受けたときを除く。

カ 病院事業庁が本件事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約を締結している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

(ア) アドバイザリー業務に関与している者の発行済み株式数の50%を超える株式を有している者又はその出資総額の50%を越える出資をしている者

(イ) 当該入札参加者の代表権を有する役員がアドバイザー業務に関与している者の代表権を有する役員を兼ねている者

なお、本件事業に係るアドバイザー業務に関与している者とは、(株)三菱総合研究所、KPMGヘルスケアジャパン(株)、(株)伊藤喜三郎建築研究所及び渥美総合法律事務所・外国法共同事業をいう。

(3) 応募企業及び応募グループの代表企業に共通の参加資格要件

応募者及び応募グループの代表者は、神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。

(4) 入札参加資格者名簿への登録手続

神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で入札に参加しようとする者は、平成 21 年 5 月 1 日（金）までにかがわ電子入札共同システムの資格申請システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の W T O の申請メニューにより競争入札参加資格申請手続を行うとともに、同月 7 日（木）までに資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口（郵便番号 231-0005 横浜市中区本町 2-22 日本生命横浜本町ビル 4 階）へ提出してください。（必着）

問い合わせ先 神奈川県県土整備部建設業課建設業審査班（工事関係）

（電話 045-210-6313（直通））

神奈川県会計局指導課指名担当（工事以外）

（電話 045-210-6721（直通））

(5) 設計業務、建設業務及び解体除却業務に係る要件

設計業務、建設業務及び解体除却業務を実際に担当する者（応募グループの構成員であるか協力企業であるかは問わない。ただし、協力企業の場合は、当該企業が(2)の力の要件を満たすこと。）は、以下の要件を満たしていなければなりません。

ア 設計業務を担当する者及び建設業務を担当する者は以下の実績を有する者であること。

(ア) 300床以上の病床数を有する病院の設計及び建設

(イ) 免震構造の建築物の設計及び建設

イ 設計業務を担当する者は、「建築士法」（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

(ア) 「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 入札の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けた者であること。

ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

エ 解体除却工事を担当する者は、次の要件を満たしていること。

(ア) 土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事の資格を有し、かつ、施工可能な特殊工事として解体を競争入札参加資格者名簿に登録していること。

(イ) 入札日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事、建築一式工事、又はとび・土工・コンクリート工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受けた者であること。

(6) 入札参加に当たっての留意事項

応募企業及び応募グループの各構成員のいずれかの企業は他の応募グループの一員となることはできません。ただし、維持管理・運營業務等の業務のうち、業者数が限定され、重複せ

ざるを得ないものなど特殊な業務については、応募グループの構成員となった企業が同時に他の応募グループにおける当該業務の協力企業又は再委託先（再委託先とは、応募企業、応募グループ構成員又は協力企業以外の者で、本件事業の業務に携わる者をいう。ただし、融資企業等を除く。）となることは可能とします。

なお、自らが参加した応募グループが落札者として選定されなかった場合には、病院事業庁がPFI事業者と特定事業契約を締結後、PFI事業者に協力することができます。

4 入札参加手続

(1) 入札説明書に関する事項

ア 入札説明書の閲覧

- (ア) 閲覧期間 平成21年4月10日（金）～平成21年5月15日（金）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (イ) 閲覧時間 9時～12時及び13時15分～17時
- (ウ) 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課（横浜市中区日本大通1）
神奈川県立がんセンター総合整備推進室（横浜市旭区中尾1-1-2）

イ 入札説明会

- (ア) 日 時 平成21年4月22日（水）13時30分～15時00分
- (イ) 場 所 神奈川県立がんセンター 講堂棟（横浜市旭区中尾1-1-2）
（電話 045-391-5761（代表））
- (ウ) 申込期日 平成21年4月17日（金） 17時まで（必着）
- (エ) 申込方法 「入札説明会参加申込書」（付属資料様式1）に必要事項を記入の上、Eメールにより神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あてに申し込んでください。（電話又はFAXでの申し込みは不可とします。）

(カ) 注意事項

- a 説明会当日は、本件入札説明書等は配布しないので、病院事業庁のホームページからダウンロードして持参してください。
- b 事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できません。
- c 説明会場の収容人数に制限があるため、申し込みの状況によっては1社当たりの参加人数を制限するか、説明会を2回に分けて実施することもあります。

(キ) 説明会会場への交通

相模鉄道「二俣川駅」から相鉄バス「運転試験場循環」乗車で「運転試験場」下車（所要約5分）

相模鉄道「二俣川駅」からは徒歩で15分程度。

なお、駐車スペースがないため、車での来場はできません。

ウ 関係資料の配布

新病院建設予定地計画敷地測量図のCADデータの配布を行います。（詳細は付属資料8「神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料配布について」を参照してください。）

- (ア) 日 時 平成 21 年 4 月 22 日 (水) 上記 4 (1) イの入札説明会の受付時に配布
(イ) 場 所 神奈川県立がんセンター 講堂棟 (横浜市旭区中尾 1-1-2)
(電話 045-391-5761 (代表))

エ 質問及び回答

本件入札説明書に記載している内容に対する質問事項がある場合は、質疑応答を以下のとおり行います。なお、本件入札説明書の内容は変更しません。

- (ア) 質問の方法 添付資料一覧に記載する資料ごとに質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」(付属資料様式 2)に記入し提出してください。
(質問内容と様式が一致するよう留意のこと。)
- (イ) 受付期間 平成 21 年 4 月 28 日 (火) ~ 4 月 30 日 (木) 17 時まで
- (ウ) 提出方法 Eメールにより提出してください。
- (エ) 提出先 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班
- (オ) 回 答 平成 21 年 5 月 29 日 (金) から病院事業庁のホームページに登載するとともに、回答書を閲覧に供します。
- a 閲覧日 平成 21 年 5 月 29 日 (金) ~ 平成 21 年 6 月 30 日 (火)
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- b 閲覧時間 9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 17 時まで
- c 閲覧場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課 (横浜市中区日本大通 1)
神奈川県立がんセンター総合整備推進室 (横浜市旭区中尾 1-1-2)
- (カ) その他 再質問については認められません。(参加者別対話において実施します。)

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、本件入札に参加することを表明し、3に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するため、以下のとおり参加表明書、一般競争入札参加資格申請書及び資格確認資料(以下「参加表明書等」という。)を提出し入札参加資格の確認を受けることを要します。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は本件入札に参加することはできません。

ア 参加表明書等の受付日、場所及び方法

- (ア) 受付日 平成 21 年 6 月 3 日 (水)
9 時から 12 時まで及び 13 時 15 分から 17 時まで (厳守)
- (イ) 受付場所 神奈川県庁 本庁舎 2 階 226 会議室
- (ウ) 提出方法 参加表明書等の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、郵送、FAX又はEメールによる提出は認められません。
- (エ) 入札参加資格の確認基準日 平成 21 年 6 月 4 日 (木)

イ 参加表明書等は、別添「神奈川県立がんセンター特定事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)に定めるところに従い作成してください。

ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成21年6月10日（水）までに発送します。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求められます。

- (ア) 提出日時 平成21年6月15日（月）～6月16日（火）
9時から12時まで及び13時15分から17時まで（厳守）
- (イ) 提出方法 説明要求の書面（様式自由）を持参してください。郵送、FAX及びEメールによる提出は認められません。
- (ウ) 提出場所 神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班

説明要求があった場合は、平成21年6月30日（火）までに回答します。

オ 入札参加資格確認後は、応募企業、応募グループの各構成員又はPFI事業者から設計業務、建設業務又は解体除却業務を直接受託する協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めません。

ただし、やむを得ない事情（指名停止等に該当する場合を除く。）が生じ、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を入札書提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、入札日の7日前まで病院事業庁と協議を行い、病院事業庁の承諾を得るとともに、変更又は追加後において3に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができます。

なお、この場合においては、速やかに変更後の該当様式を提出してください。

カ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、応募者が入札（提案書の提出）を辞退する場合は、入札辞退届（第7号様式）を平成21年9月25日（金）までに神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あてに提出してください。

キ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、3の(2)で定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできません。

なお、入札日以降落札者の決定日までに、入札を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とします。

ク その他

- (ア) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (イ) 病院事業庁は、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- (ウ) オただし書に該当する場合を除き、提出期限経過後における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めません。

5 参加者別対話及び病院見学会

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は以下のとおり参加者別対話等を行うことができます。

(1) 参加者別対話

ア 申込受付日、場所及び方法

参加表明書等の提出時にあわせて提出してください。

イ 実施期間 入札参加資格確認後から3回を上限に実施します。なお、実施日は原則として申込者の希望日とします。

なお、詳細は付属資料4「参加者別対話及び病院見学会実施要綱」によるものとします。

(2) 病院見学会

ア 申込受付日、場所及び方法

参加表明書等の提出時にあわせて提出してください。

イ 実施期間 入札参加資格確認後から2回を上限に実施します。なお、実施日は原則として申込者の希望日とします。

なお、詳細は付属資料4「参加者別対話及び病院見学会実施要綱」によるものとします。

(3) 既公表資料等の貸出

ア 申込受付日、場所及び方法

参加表明書等の提出時にあわせて提出してください。

イ 貸出期間 提案書提出時まで返却してください。

なお、詳細は付属資料4「参加者別対話及び病院見学会実施要綱」によるものとします。

6 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を次により提出してください。

(1) 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）

ア 日 時 平成21年9月28日（月） 10時～14時

イ 場 所 神奈川県庁 新庁舎地下1階 01B会議室

なお、入札書類のうち本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）については、様式集及び記載要領に定められた部数を提出してください。（郵送の場合も同じ。）

(2) 入札書類を郵送する場合

ア 日 時 平成21年9月25日（金）（必着）

イ 送付先 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班あて

※ 「神奈川県立がんセンター特定事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便書留により送付してください。

(3) 入札に当たっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札してください。

イ 費用負担

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。

ウ 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し入札公告に示した時刻までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）してください。なお、入札書は封かんの上提出してください。

入札書類の提出に当たっては、4(2)ウに定める入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参しなければなりません。郵送による入札の場合も、当該写しを入札書類に同封してください。

エ 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参しなければなりません。ただし、郵送による入札の場合は、ウと同様に委任状（開札に立会う者の委任状）を入札書類に同封してください。

なお、入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参してください。

オ 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、(1)アの入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなします。

カ 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがあります。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

キ 入札価格の記載等

(ア) サービス購入料の総額

病院事業庁は本件事業のサービス購入料の支払総額について 67,277 百万円を目安に予定価格を設定します。

この「サービス購入料の総額」は、入札予定価格の目安となる価格であり、消費税及び地方消費税並びに物価変動率を含みません。なお、病院事業庁の算定根拠は公表しません。

参考価格の内訳

項目	金額	備考
①施設整備費	30,391 百万円	割賦払いに伴う支払利息を含む
うち医療機器等調達費	1,676 百万円	
②維持管理・運営費	31,895 百万円	法人税、配当等 S P C の運営に必要な経費を含む
③その他	4,991 百万円	サービス購入料 4 及び 5 に相当するもの
合計 (①+②+③)	67,277 百万円	

(イ) 入札価格の記載

入札価格の算定については様式集の第 40-7 号様式を参照してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から病院施設整備費（元金相当額）に係る支払利息を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から病院施設整備費（元金相当額）に係る支払利息を控除した金額の 105 分の 100 に相当する金額に病院施設整備費（元金相当額）に係る支払利息を加算した金額を入札書に記載することを要します。

具体的には、様式集の第 40-7 号様式中「病院事業庁が支払うサービス購入料」の行の合計額（20 年 5 か月分）を記載してください。この際の計算の前提となる金利水準は、基準金利 0.958%（東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表された平成 21 年 3 月 31 日の TSR6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年物（円-円）金利スワップレートの中値）に、第 40-4 号様式で提案したスプレッドを加えたものとし、物価変動率は見込まないものとします。

ク 入札執行回数

1 回とします。

ケ 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

病院事業庁が提示した参考図書等の著作権は病院事業庁に帰属します。また、本件事業に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属します。なお、本件事業の公表その他病院事業庁が必要と認めるときは、病院事業庁は提案資料の全部又は一部を使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本件事業の公表以外に使用せず落札者決定後、一式を除いて返却します。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて

保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負ってください。

(ウ) 病院事業庁からの提示資料の取扱い

病院事業庁が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(エ) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができません。

(オ) 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

コ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は「計量法」(昭和26年法律第207号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

サ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(イ) 契約保証金

P F I 事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとします。

a 契約保証金を納付する場合

契約保証金(病院施設等整備費(本件工事費等相当額)の100分の10に相当する金額以上の金額以上の金額)を納付します。なお、契約保証金は、本件工事期間中(特定事業契約締結日から病院施設等の引渡日までをいう。)返還しません。また、利息等の付与も行いません。

b 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、本件工事費等相当額の100分の10に相当する金額以上の金額(証券の場合は額面金額)を、本件工事期間中、提供・保証することとします。

- ・神奈川県債証券の提供
- ・国債証券の提供
- ・政府保証のある債券の提供
- ・銀行が振り出し又は支払保証をした小切手の提供
- ・銀行又は神奈川県病院事業管理者が確実と認める金融機関による保証書の提供

c 契約保証金を免除する場合

(a) 代表企業及びP F I 事業者の株主のうち病院事業庁が適当と認めるものによる保証

この場合、P F I 事業者は、特定事業契約書別紙11に記載する様式に従い病院事業庁の承認する内容の保証契約の差し入れを病院事業庁に対して事前に確認し、特定

事業契約締結時に保証人をして当該保証契約を締結させるものとします。

(b) 履行保証保険の付保

この場合、病院事業庁又はP F I事業者を被保険者とし、保険期間は本件工事期間中（契約締結日から病院施設等の引渡日までをいいます。維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとします。）、補償限度額は本件工事費等相当額の100分の10に相当する額とする履行保証保険を付保するものとします。

なお、P F I事業者を被保険者とする履行保証保険を付保する場合は、保険金請求権に、特定事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を病院事業庁のために設定することを条件とします。

7 開札

- (1) 日 時 平成 21 年 9 月 28 日（月） 15 時（受付開始 14 時 30 分）
- (2) 場 所 神奈川県庁 新庁舎地下 1 階 0 1 B 会議室
- (3) その他 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札（4(2)キ参照のこと）
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 参加表明書等に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を表示しない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (7) 同一事項に対し2通以上した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

本件入札は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者の提案を総合評価の審査対象とし、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行います。

(1) 落札者の決定方法

ア 審査会

学識経験者等及び県職員で構成する「神奈川県P F I事業者選定審査会」（平成12年7月設置。以下「審査会」という。）において、入札参加者の提案資料の内容が業務要求水準書

のすべてを満たしていることを確認（基礎審査）し、入札参加者の提案内容のうち病院事業庁が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を行い、提案ごとに得点を付します。（定量化審査）（詳細は別添資料3「神奈川県立がんセンター特定事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）を参照のこと。）

[審査会の構成]

委員長	山内 弘隆（一橋大学大学院商学研究科教授）
副委員長	光多 長温（鳥取大学地域学部特任教授）
委員	星野 芳久（関東学院大学名誉教授）
	齊藤 壽一（社会保険中央総合病院名誉院長）
	北村 明（神奈川県総務部副部長）
	籾 健夫（神奈川県県土整備部次長（建築技術担当））
	田辺 政和（神奈川県病院事業庁病院局長）

イ 総合評価

落札者決定基準に定める方法により価格を点数化したものと、ア記載の方法により提案ごとに付した得点の合計が最も高い提案を優秀提案とします。

(2) 審査事項

落札者決定基準を参照してください。

(3) 提案に対するヒアリングの実施

提案審査に当たって、提案内容の確認のために病院事業庁が必要と判断した場合にはヒアリングを実施します。なお、ヒアリングを実施する場合には、実施日時及び場所を後日連絡します。

ヒアリングに当たっては、統括マネージャーの候補者が決定している場合は、候補者の参加をお願いします。

(4) 落札者の決定

病院事業庁は、原則として、審査会により選定された優秀提案を行った入札参加者を落札者として決定します。

(5) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、入札参加者に文書で通知するとともに審査結果及び審査の講評と併せて病院事業庁ホームページへの掲載その他の方法により公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

なお、P F I 法第8条に規定する客観的評価については落札者と基本協定書を締結した後に公表します。

10 基本協定の締結

落札者は、病院事業庁と速やかに別添資料5「神奈川県立がんセンター特定事業基本協定書(案)」に基づき基本協定を締結しなければなりません。

1.1 特別目的会社の設立

落札者又は落札者たるグループの構成員（以下「落札者等」という。）は、本件事業を実施するために出資し、特定事業契約締結時までに「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（P F I 事業者）を設立し、本店所在地を神奈川県内に置かなければなりません。

特別目的会社への出資条件は、次のとおりとします。

- (1) 応募グループで入札に参加する場合は、代表企業を含むグループ構成員で特別目的会社の過半数の株式を保持するよう、特別目的会社への出資を行ってください。ただし、構成員全員の出資は要しません。
- (2) 代表企業は必ず特別目的会社への出資を行うものとします。
- (3) グループ構成員以外の者が特別目的会社に出資することは妨げません。
- (4) 特別目的会社の資本及び役員構成については、原則として制限は設けません。

1.2 特定事業契約の締結

P F I 事業者は、特定事業契約締結までに 6 (3) サ (イ) に記載の契約保証金の納付（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、特定事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。）等をし、病院事業庁を相手方として、特定事業契約書により特定事業契約を締結しなければなりません。なお、本件事業については、特定事業契約締結のための神奈川県議会の議決を要しません。

(1) 特定事業契約書の内容変更

P F I 事業者との契約に際し、特定事業契約書の内容変更は行いません。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。

なお、契約金額中、病院施設等整備費（元金相当額）の支払利息について、契約締結後、基準金利の改定により支払利息の変更があった場合及び病院施設等整備費について物価変動に伴う改定があった場合はその都度、維持管理・運営費の単価については単価改定ごとに、それぞれ契約変更を行うものとします。

(2) 特定事業契約に係る契約書作成費用

特定事業契約書の検討に係る P F I 事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（病院事業庁の弁護士費用は除く。）は、事業者の負担とします。

(3) P F I 事業者の特定事業契約上の地位

病院事業庁の事前の承諾がある場合を除き、P F I 事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

1.3 その他

- (1) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守してください。
- (2) 本件入札説明書に定めるもののほか、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知します。

- (3) 入札参加者、落札者及びPFI事業者は、次のとおり病院事業庁が定める日までに、本件事業に係る協力企業及び再委託先を、病院事業庁に通知するものとします。

第1回目 入札書類の提出日

第2回目 落札者の決定後

第3回目 事業開始前（原則として21日前）

また、事業開始後に協力企業等の追加・変更が生じた場合は、PFI事業者は病院事業庁に対し、その旨を随時通知するものとします。なお、第1回目及び第2回目については、想定される協力企業等でも差し支えありませんが、第3回目においては、実際に業務を行う協力企業等とする必要があります。

- (4) 事務を担当する所属（問い合わせ先）

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

神奈川県病院事業庁病院局県立病院課企画・整備班

電話 045-210-1111（代表）（内線6844～6845）

045-210-6844（直通）

FAX 045-210-8865

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

Eメール kenbyo-pfi@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenbyo/index.htm>

第4章 契約条件等

1 金融機関との協議

病院事業庁は、資金調達上の必要があれば、一定の重要事項（特定事業契約書附則第2条に定める事項）について、PFI事業者に資金を提供する金融機関（融資団を含む。）と協議することがあります。

2 債権の取扱い

(1) 病院事業庁からのサービス購入料の支払

病院事業庁はPFI事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、PFI事業者が病院事業庁に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とします。なお、実際に病院事業庁からPFI事業者を支払うサービス購入料については、損益計算書勘定に係る取引分と資産勘定に係る取引分に分け、さらに、損益計算書勘定に係る取引分のうち利子については別途区分して支払います。

(2) 第三者による代理受領

受領委任により、PFI事業者以外の者にサービス購入料の支払を希望する場合は、適法な委任状を病院事業庁に提出し、病院事業庁の承諾を得ることを要します。なお、この場合においても、サービス購入料を分割し、複数の者に支払うことはできません。

(3) 債権の譲渡

P F I 事業者が債権を譲渡する場合には、病院事業庁の承諾を得る必要があります。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

P F I 事業者が病院事業庁に対して有する債権に対し質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に病院事業庁の承諾を得る必要があります。(病院事業庁の事業実施に影響が生じると合理的に判断される場合は承諾しません。)

3 建物等への抵当権等の設定

本件事業で P F I 事業者が整備する病院施設等について抵当権、質権その他の担保権、制限物権を設定することはできません。

4 県債（病院事業債）の導入について

本件事業の実施に当たっては、その施設整備費相当分に対して県債（病院事業債）での資金調達を行う可能性があります。県債の導入が決定した際には、速やかにその導入金額、導入の時期及び導入に伴うサービス購入料の支払方法等についてお知らせします。

なお、県債の導入の可否は、P F I 事業者と金融機関との融資契約締結前までの早い時期には決定する予定ですので、県債の導入により金融機関との間で違約金等が発生しないよう御対応願います。また、P F I 事業者と金融機関との融資契約締結以後に県債を導入する場合には落札者及び金融機関と協議をさせていただきますが、県債の導入により金融機関と P F I 事業者との間で違約金等が発生するときはその合理的増加費用は病院事業庁が負担します。

なお、県債が導入されることとなった場合でも、平成 22 年 2 月に締結を予定している特定事業契約書の契約金額は県債導入を前提としない提案価格で締結し、その後に契約変更の手続を行います。

5 病院事業庁の地方独立行政法人移行について

病院事業庁は平成 22 年 4 月に地方独立行政法人神奈川県立病院機構に移行します。それに伴い、病院事業庁と P F I 事業者が締結した特定事業契約に係る債権債務は地方独立行政法人に承継されることとなり、特定事業契約は契約変更により地方独立行政法人と P F I 事業者の契約となります。

詳細は、付属資料 5 「病院事業庁の地方独立行政法人移行について」をご覧ください。

6 重粒子線治療装置の整備について

本件事業の建設用地内に本件事業とは別の事業として重粒子線治療装置を整備する予定です。本件事業の建設工事期間も重複することになるため、工事の実施に当たっては調整が必要となります。

詳細は、付属資料 6 「本件事業と重粒子線治療施設の整備における工事区分について」及び業務要求水準書参考資料 1 6 「重粒子線治療装置整備基本構想」をご覧ください。

第5章 特定事業契約締結後

本章では、特定事業契約後の業務等について、その概要を記載します。P F I 事業者は、特定事業契約の諸条件に則って、提案内容を実現するため誠実に業務を遂行してください。詳細は、特定事業契約書及び業務要求水準書等を参照してください。

1 グループ構成員の役割

応募グループの各構成員は、グループ内で各自が担うべき業務を明確にした上で、各業務を遂行してください。なお、代表企業は病院事業庁と契約関係諸手続を行うとともに病院事業庁との対応窓口となるものとします。また、グループ構成員であるか協力企業であるかを問わず参加資格確認申請時に設計業務及び建設業務を実際に担当する者として申請した者の変更は認められません。

また、特定事業契約締結後は、各業務を実際に担当する者を病院事業庁が把握する必要があることから、P F I 事業者は業務遂行体制台帳（仮称）を提出して頂きます。（詳細は、関係者協議会で定めます。）

2 P F I 事業者の行う業務及びそれに対するモニタリング等

病院事業庁は、本件事業の実施状況のモニタリング等を以下のとおり行います。また、病院事業庁は、原則としてP F I 事業者に対して連絡等を行いますが、必要に応じて病院事業庁と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行う場合があります。この場合において病院事業庁と建設業務を担当した者等との間で直接連絡調整を行った事項についてはP F I 事業者は報告します。

なお、詳細は付属資料2「モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与」を参照してください。

(1) 設計・建設状況の確認等

ア 病院施設

(ア) 設計完了時（基本・実施設計）

P F I 事業者は、病院事業庁に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の図書を病院事業庁に提出し、確認を受ける必要があります。

各種工事設計図書一式、官庁打合せ議事録、透視図、工事内訳書、その他必要書類等

- * 工事内訳書は、建築工事内訳書標準書式（建築積算研究会制定）に従って細目まで作成してください。数量は、建築数量積算基準解説（建築積算研究会制定）に従って積算してください。

なお、P F I 事業者は、病院事業庁の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことができません。

(イ) 各種許認可申請時

P F I 事業者は、建築基準法等関係法令に基づく許可申請書類等を作成し、各法令所管

官公庁に申請を行うとともに、病院事業庁に各種許認可申請書の写しを添付の上、事前説明及び事後説明を行ってください。

(ウ) 工事施工時

P F I 事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事監理者に工事監理の状況を病院事業庁に毎月報告させる必要があります。また、P F I 事業者は、病院事業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告での施工状況の説明を行う必要があります。

なお、工事中の安全対策、近隣対策等は事業者において十分に行う必要があります。

(エ) 工事完成時（完工確認）

P F I 事業者は、施工記録を整備し、次の図書を病院事業庁に提出して、建設現場で病院事業庁の確認を受けてください。

- a 監理請負契約上の書類一式
- b 工事請負契約上の書類一式
- c 完成図書一式
- d 保全に関する資料一式
- e 完成写真一式
- f その他必要と認める資料一式

イ 旧がんセンター解体除却

P F I 事業者において実施する旧がんセンター解体除却業務については、上記ア病院施設と同様の取扱いとします。

また、地中埋設物（躯体、杭等）についての位置図等を作成し、提出してください。

(2) 維持管理・運営期間中のモニタリング等

具体的なモニタリング方法は、特定事業契約締結後に P F I 事業者と協議の上で定めます。

なお、モニタリングに要する費用は、P F I 事業者側に発生する費用を除き、病院事業庁の負担とします。

3 サービス購入料の支払手続

P F I 事業者は、月ごとに特定事業契約書第 55 条に規定する業務報告書を病院事業庁に提出し、病院事業庁のモニタリングによる確認の後、速やかに病院事業庁に請求書を送付する必要があります。

病院事業庁は P F I 事業者から請求書を受け取った後、特定事業契約書に定める日までに支払を行います。

4 P F I 事業者が調達する医療機器の仕様変更

P F I 事業者は業務要求水準書に定められた医療機器を自らの提案に基づいて調達することになりますが、医療機器の技術進歩等の事情により病院事業庁が必要と認めた場合には、P F I 事業者に対して調達する医療機器の仕様変更に関する申出を行う場合があります。申出があった

場合においては病院事業庁と P F I 事業者との間で協議を行います。

なお、詳細は付属資料 3 「医療機器変更協議実施要綱」を参照してください。

付属資料一覧

- 付属資料 1 病院事業庁が事業者を支払うサービス購入料について
- 付属資料 2 モニタリングの実施によるサービス購入料の減額及びボーナスポイントの付与
- 付属資料 3 医療機器変更協議実施要綱
- 付属資料 4 参加者別対話及び病院見学会実施要綱
- 付属資料 5 病院事業庁の地方独立行政法人移行について
- 付属資料 6 本件事業と重粒子治療施設の整備における工事区分等について
- 付属資料 7 利便施設運營業務に係る施設使用料等について
- 付属資料 8 神奈川県立がんセンター特定事業に係る資料配布について

- 付属資料様式 1 入札説明会参加申込書
- 付属資料様式 2 入札説明書等に関する質問書

別添資料一覧

- 資料 1 神奈川県立がんセンター特定事業契約書(案)
- 資料 2 神奈川県立がんセンター特定事業 業務要求水準書
- 資料 3 神奈川県立がんセンター特定事業 落札者決定基準
- 資料 4 神奈川県立がんセンター特定事業 様式集及び記載要領
- 資料 5 神奈川県立がんセンター特定事業 基本協定書(案)
- 資料 6 神奈川県立がんセンター特定事業 覚書(案)及び関係者協議会の設置及び運営に関する要綱(案)
- 資料 7 意見招請の結果一覧
- 資料 8 実施方針等公表時からの変更点
- 資料 9 特定事業契約書の一部変更等に関する契約書(案)
- 資料 10 重粒子線治療施設に関する覚書(案)(特定事業契約書第 65 条第 2 項関係)